

新	旧
<p style="text-align: center;">宮崎県胃がん検診精度管理要領</p> <p>(中略)</p> <p>第2 検診の精度管理に関する実施体制</p> <p>1 胃がん検診実施機関の登録</p> <p>(1) 胃がん検診を実施しようとする者は、「胃がん検診（胃部エックス線検査）実施機関登録申請書」（様式1-1）又は「胃がん検診（胃内視鏡検査）実施機関登録申請書」（様式1-2）を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「管理指導協議会」という。）へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関（国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。）は公益社団法人宮崎県医師会（以下「医師会」という。）を經由して行うものとする。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、胃がん検診実施機関を登録するときは、胃がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>①胃部エックス線検査実施機関</p> <p>イ 胃部エックス線検査に従事する医師は、胃部エックス線写真の読影に習熟しており、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。</p> <p>ロ 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の</p>	<p style="text-align: center;">宮崎県胃がん検診精度管理要領</p> <p>(中略)</p> <p>第2 検診の精度管理に関する実施体制</p> <p>1 胃がん検診実施機関の登録</p> <p>(1) 胃がん検診を実施しようとする者は、「胃がん検診（胃部エックス線検査）実施機関登録申請書」（様式1-1）又は「胃がん検診（胃内視鏡検査）実施機関登録申請書」（様式1-2）を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「管理指導協議会」という。）へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関（国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。）は公益社団法人宮崎県医師会（以下「医師会」という。）を經由して行うものとする。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、胃がん検診実施機関を登録するときは、胃がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>①胃部エックス線検査実施機関</p> <p>イ 胃部エックス線検査に従事する医師は、胃部エックス線写真の読影に習熟しており、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。</p> <p>ロ 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の</p>

向上に努めていること。

- ハ 撮影については、次のとおり行うこと。
 - a 原則として間接撮影又は DR（デジタル・ラジオグラフィ）撮影とする。ただし地域の実情に応じて胃がん部会が適当と認めた場合においては、直接撮影を用いても差し支えない。
 - b エックス線フィルムの撮影枚数は、最低 8 枚とすること。
 - c 撮影の体位及び方法は、一般社団法人日本消化器がん検診学会の方式によること。
- ニ 胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する 2 名以上の医師によって行うものであること。
- ホ 市町村及び胃がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

②胃内視鏡検査実施機関

- イ 胃内視鏡検査に従事する医師は、以下のいずれかの条件を満たす医師であり、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。
 - a 日本消化器がん検診学会総合認定医または認定医、日本消化器内視鏡学会専門医または上部消化管スクリーニング認定医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師
 - b 診療、検診にかかわらず概ね年間 100 件以上の上部消化管胃内視鏡検査を実施している医師
 - c 地域の胃内視鏡検診運営に関する委員会等が定める条件に適合し、a 又は b の条件を満たす医師と同等の経験、技量を有すると認められた医師

向上に努めていること。

- ハ 撮影については、次のとおり行うこと。
 - a 原則として間接撮影とする。ただし地域の実情に応じて胃がん部会が適当と認めた場合においては、直接撮影を用いても差し支えない。
 - b エックス線フィルムの撮影枚数は、最低 7 枚とすること。
 - c 撮影の体位及び方法は、一般社団法人日本消化器がん検診学会の方式によること。
- ニ 胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する 2 名以上の医師によって行うものであること。
- ホ 市町村及び胃がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

②胃内視鏡検査実施機関

- イ 胃内視鏡検査に従事する医師は、以下のいずれかの条件を満たす医師であり、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。
 - a 日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医または日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師
 - b 診療、検診にかかわらず概ね年間 100 件以上の上部消化管胃内視鏡検査を実施している医師
 - c 地域の胃内視鏡検診運営に関する委員会等が定める条件に適合し、a 又は b の条件を満たす医師と同等の経験、技量を有すると認められた医師

ロ 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めていること。

ハ 撮影コマ数は40コマから50コマ程度とすること。

ニ 内視鏡画像の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものであること。

(削除)

(中略)

3 登録の日及び登録の期間等

(1) 登録の日及び登録の期間

① 1 (1) 及び2 (1) に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、次の西暦奇数年の3月31日までとする(最長2年間)。

② 登録を更新するときは、期間の満了する年の4月1日を登録更新の日とし、登録更新の期間は次の西暦奇数年の3月31日までの2年間とする。

(2) 研修会を受講すべき期間

1 (2) ①イ及び②イ並びに2 (2) ①に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。

① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月3

ロ 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めていること。

ハ 撮影コマ数は30コマから40コマ程度とすること。

ニ 内視鏡画像の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものであること。

(3) 2 胃がん検診精密検査機関の登録を受けた医療機関については、当分の間、胃内視鏡検査実施機関として登録を受けたものとみなす。

(中略)

3 登録の日及び登録の期間等

(1) 登録の日及び登録の期間

1 (1) 及び2 (1) に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、登録の日が4月1日の場合は翌年の3月31日までの1年間とし、登録の日が10月1日の場合は、翌年の3月31日までの半年間とし、登録を更新するときは翌年の4月1日を登録の日とし、登録の期間は翌々年の3月31日までの1年間とする。

(2) 研修会を受講すべき期間

1 (2) ①イ及び②イ並びに2 (2) ①に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。

① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月

1日まで

- ② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで
- ③ 登録を更新するときは、更新前年の1月1日から12月31日まで。ただし、初回の登録時に申請した研修会以外を受講すること。

(3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1(2)①イ及び②イ並びに2(2)①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を3(2)③の期間内に受講したときは、4(2)各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を3(2)③の期間内に受講したときは、胃がん検診実施機関にあっては「胃がん検診実施機関登録更新申請書」(様式3)により、胃がん検診精密検査機関にあっては「胃がん検診精密検査機関登録更新申請書」(様式4)により、研修会受講証明書の写しを添付して登録期間満了の3か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(中略)

(削除)

31日まで

- ② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで
- ③ 上記②の場合で、その登録を更新するときは当年の7月1日から12月31日まで

(3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1(2)①イ及び②イ並びに2(2)①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を(2)①及び③の期間内に受講したときは、4(2)各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を(2)①及び③の期間内に受講したときは、胃がん検診実施機関にあっては「胃がん検診実施機関登録更新申請書」(様式3)により、胃がん検診精密検査機関にあっては「胃がん検診精密検査機関登録更新申請書」(様式4)により、研修会受講証明書の写しを添付して登録期間満了の3か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(中略)

5 資料等の提出

胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関は、管理指導協議会が実施する調査等に応じ、必要な書類等をすみやかに提出しなければならない

<p><u>5 研修の受講等</u></p> <p><u>胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関は、検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めなければならない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第4 市町村等による胃がん検診実施結果の報告</p> <p>市町村および検診実施機関は、管理指導協議会に実施結果等を協議会が別途定める様式により報告すること。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則 この要領は、令和6年11月1日から施行する。</u></p>	<p>らない。</p> <p>(中略)</p> <p>第4 市町村による胃がん検診実施結果の報告</p> <p>市町村は、管理指導協議会に実施結果を別紙により報告すること。</p> <p>(中略)</p>
--	--

新	旧
<p style="text-align: center;">宮崎県大腸がん検診精度管理要領</p> <p>(中略)</p> <p>2 登録の日及び登録の期間等</p> <p>(1) 登録の日及び登録の期間</p> <p>① 1 (1) に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、<u>次の西暦奇数年の3月31日までとする(最長2年間)</u>。</p> <p>② <u>登録を更新するときは、期間の満了する年の4月1日を登録更新の日とし、登録更新の期間は次の西暦偶数年の3月31日までの2年間とする。</u></p> <p>(2) 研修会を受講すべき期間</p> <p>1 (2) ①に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。</p> <p>① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月31日まで</p> <p>② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで</p> <p>③ <u>登録を更新するときは、更新前年の1月1日から12月31日まで。ただし、初回の登録時に申請した研修会以外を受講すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">宮崎県大腸がん検診精度管理要領</p> <p>(中略)</p> <p>2 登録の日及び登録の期間等</p> <p>(1) 登録の日及び登録の期間</p> <p>1 (1) に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、登録の日が4月1日の場合は翌年の3月31日までの1年間とし、登録の日が10月1日の場合は、翌年の3月31日までの半年間とし、登録を更新するときは翌年の4月1日を登録の日とし、登録の期間は翌々年の3月31日までの1年間とする。</p> <p>(2) 研修会を受講すべき期間</p> <p>1 (2) ①に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。</p> <p>① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月31日まで</p> <p>② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで</p> <p>③ 上記②の場合で、その登録を更新するときは当年の7月1日から12月31日まで</p>

(3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1(2)①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する大腸がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を2(2)③の期間内に受講したときは、3(2)各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を2(2)③の期間内に受講したときは、大腸がん精密検査実施機関にあっては「大腸がん検診精密検査機関登録更新申請書」(様式2)により、研修会受講証明書の写しを添付して登録期間満了の3か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

3 登録の変更及び取消し

(1) 登録の変更

大腸がん検診精密検査機関は、登録事項に変更(登録の抹消を含む。)があったときは、「大腸がん検診精密検査機関変更届」(様式3)を管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(2) 登録の取消し

管理指導協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、大腸がん部会の確認を経て、大腸がん検診精密検査機関の登録を取り消すことができる。

- ① 登録の抹消の届出があったとき。
- ② 1(2)に定める基準が満たされなくなったとき。
- ③ 前2号に掲げる場合のほか、大腸がん検診精密検査機関として

(3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1(2)①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する大腸がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を(2)①及び③の期間内に受講したときは、3(2)各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を(2)①及び③の期間内に受講したときは、大腸がん検診精密検査機関にあっては「大腸がん検診精密検査機関登録更新申請書」(様式2)により、研修会受講証明書の写しを添付して登録期間満了の3か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

3 登録の変更及び取消し

(1) 登録の変更

大腸がん検診精密検査機関は、登録事項に変更(登録の抹消を含む。)があったときは、「大腸がん検診精密検査機関変更届」(様式3)を管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(2) 登録の取消し

管理指導協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、大腸がん部会の確認を経て、大腸がん検診精密検査機関の登録を取り消すことができる。

- ① 登録の抹消の届出があったとき。
- ② 1(2)に定める基準が満たされなくなったとき。
- ③ 前2号に掲げる場合のほか、大腸がん検診実施機関及び大腸がん

不適切と認められるとき。

(中略)

4 研修の受講等

大腸がん検診実施機関及び大腸がん検診精密検査機関は、検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めなければならない。

(削除)

第4 市町村等による大腸がん検診実施結果の報告

市町村および検診実施機関は、管理指導協議会に実施結果等を協議会が別途定める様式により報告すること。

(中略)

附 則 この要領は、令和6年11月1日から施行する。

検診精密検査機関として不適切と認められるとき。

(中略)

4 研修の受講等

大腸がん検診実施機関は、検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めなければならない。

5 資料等の提出

大腸がん検診実施機関及び大腸がん検診精密検査機関は、管理指導協議会実が実施する調査等に応じ、必要な書類等をすみやかに提出しなければならない。

第4 市町村による大腸がん検診実施結果の報告

市町村は、管理指導協議会に実施結果を別紙により報告すること。

(中略)

新	旧
<p style="text-align: center;">宮崎県肺がん検診精度管理要領</p> <p>(中略)</p> <p>第2 検診の精度管理に関する実施体制</p> <p>1 肺がん検診実施機関の登録</p> <p>(1) 肺がん検診を実施しようとする者は、「肺がん検診実施機関登録申請書」(様式1)を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会(以下「管理指導協議会」という。)へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関(国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。)は公益社団法人宮崎県医師会(以下「医師会」という。)を経由して行うものとする。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、肺がん検診実施機関を登録するときは、肺がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>① 肺がん検診に従事する医師は、肺部エックス線写真の読影に習熟しており、県が医師会に委託して実施する肺がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。</p> <p>② 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めていること。</p> <p>③ 十分な経験を有する医師2名以上による二重読影及び比較読影が可能であること。</p>	<p style="text-align: center;">宮崎県肺がん検診精度管理要領</p> <p>(中略)</p> <p>第2 検診の精度管理に関する実施体制</p> <p>1 肺がん検診実施機関の登録</p> <p>(1) 肺がん検診を実施しようとする者は、「肺がん検診実施機関登録申請書」(様式1)を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会(以下「管理指導協議会」という。)へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関(国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。)は公益社団法人宮崎県医師会(以下「医師会」という。)を経由して行うものとする。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、肺がん検診実施機関を登録するときは、肺がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>① 肺がん検診に従事する医師は、肺部エックス線写真の読影に習熟しており、県が医師会に委託して実施する肺がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。</p> <p>② 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めていること。</p> <p>③ 撮影状態の良い胸部エックス線写真等の管理保管体制が整備され、かつ、十分な経験を有する医師2名以上による二重読影及び比較読影が可能であること。</p>

④ 細胞診検査ができること。ただし、他の機関に委託することも差し支えない。

⑤ 市町村及び肺がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

(中略)

2 肺がん検診精密検査機関の登録

(1) 肺がん検診の精密検査を実施しようとする者は、「肺がん検診精密検査機関登録申請書」(様式2)を管理指導協議会へ提出し、登録を受けるものとする。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(2) 管理指導協議会は、肺がん検診精密検査機関を登録するときは、肺がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

① 精密検査に従事する医師は、肺がん診断について十分な経歴を有するとともに、県が医師会に委託して実施する肺がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。

② 肺がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること。

イ CT検査ができること。

ロ 気管支鏡検査ができること、または、気管支鏡検査のできる医療機関との連携がとれる体制にあること。

ハ 肺がんの手術が可能であるか、または、手術可能な医療機関との連携がとれる体制にあること。

④ 医師、細胞診専門医、細胞検査士又は細胞診の専門的検査機関等による検査体制を整えていること

⑤ 市町村及び肺がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

(中略)

2 肺がん検診精密検査機関の登録

(1) 肺がん検診の精密検査を実施しようとする者は、「肺がん検診精密検査機関登録申請書」(様式2)を管理指導協議会へ提出し、登録を受けるものとする。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(2) 管理指導協議会は、肺がん検診精密検査機関を登録するときは、肺がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

① 精密検査に従事する医師は、肺がん診断について十分な経歴を有するとともに、県が医師会に委託して実施する肺がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。

② 肺がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること。

イ CT検査ができること。

ロ 肺がんの手術が可能であるか、または、手術可能な医療機関との連携がとれる体制にあること。

③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び肺がん検診実施機関と密接な連携がとれること。

3 登録の日及び登録の期間等

(1) 登録の日及び登録の期間

① 1 (1) 及び 2 (1) に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、次の西暦奇数年の3月31日までとする(最長2年間)。

② 登録を更新するときは、期間の満了する年の4月1日を登録更新の日とし、登録更新の期間は次の西暦奇数年の3月31日までの2年間とする。

(2) 研修会を受講すべき期間

1 (2) ① 2 (2) ① に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。

① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月31日まで

② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで

③ 登録を更新するときは、更新前年の1月1日から12月31日まで。ただし、初回の登録時に申請した研修会以外を受講すること。

(3) 登録の更新

③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び肺がん検診実施機関と密接な連携がとれること。

3 登録の日及び登録の期間等

(1) 登録の日及び登録の期間

1 (1) 及び 2 (1) に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、登録の日が4月1日の場合は翌年の3月31日までの1年間とし、登録の日が10月1日の場合は、翌年の3月31日までの半年間とし、登録を更新するときは翌年の4月1日を登録の日とし、登録の期間は翌々年の3月31日までの1年間とする。

(2) 研修会を受講すべき期間

1 (2) ① 及び 2 (2) ① に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。

① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月31日まで

② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで

③ 上記②の場合で、その登録を更新するときは当年の7月1日から12月31日まで

(3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1（2）①及び2（2）①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する肺がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を3（2）③の期間内に受講したときは、4（2）各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を3（2）③の期間内に受講したときは、肺がん検診実施機関にあっては「肺がん検診実施機関登録更新申請書」（様式3）により、肺がん検診精密検査機関にあっては「肺がん検診精密検査機関登録更新申請書」（様式4）により、研修会受講証明書の写しを添付して登録期間満了の3か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1（1）ただし書の規定を準用する。

(中略)

(削除)

5 研修の受講等

肺がん検診実施機関及び肺がん検診精密検査機関は、検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めなければならない。

第4 市町村等による肺がん検診実施結果の報告

市町村および検診実施機関は、管理指導協議会に実施結果等を協議会が別途定める様式により報告すること。

1（2）①及び2（2）①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する肺がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を（2）①及び③の期間内に受講したときは、4（2）各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を（2）①及び③の期間内に受講したときは、肺がん検診実施機関にあっては「肺がん検診実施機関登録更新申請書」（様式3）により、肺がん検診精密検査機関にあっては「肺がん検診精密検査機関登録更新申請書」（様式4）により、研修会受講証明書の写しを添付して登録期間満了の3か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1（1）ただし書の規定を準用する。

(中略)

5 資料等の提出

肺がん検診実施機関及び肺がん検診精密検査機関は、管理指導協議会実が実施する調査等に応じ、必要な書類等をすみやかに提出しなければならない。

第4 市町村による肺がん検診実施結果の報告

市町村は、管理指導協議会に実施結果を別紙により報告すること。

(中略)

附 則 この要領は、令和6年11月1日から施行する。

(中略)

新	旧
<p style="text-align: center;">宮崎県乳がん検診精度管理要領</p> <p>(中略)</p> <p>第2 検診の精度管理に関する実施体制</p> <p>1 乳がん検診実施機関の登録</p> <p>(1) 乳がん検診を実施しようとする者は、「乳がん検診実施機関登録申請書」(様式1)を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会(以下「管理指導協議会」という。)へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関(国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。)は公益社団法人宮崎県医師会(以下「医師会」という。)を経由して行うものとする。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、乳がん検診実施機関を登録するときは、乳がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>① 乳がん検診に従事する医師は、乳がん診断に習熟しており、特定非営利法人日本乳がん検診精度管理中央機構(以下「精中機構」という。)が開催する読影講習会若しくはこれに準ずる講習会又は県が医師会に委託して実施する乳がんに関する生活習慣病検診従事者研修会若しくはこれに準ずる研修会を受講していること、又は精中機構による医師を対象とする試験成績認定を受けていること。</p> <p>② 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めていること。</p>	<p style="text-align: center;">宮崎県乳がん検診精度管理要領</p> <p>(中略)</p> <p>第2 検診の精度管理に関する実施体制</p> <p>1 乳がん検診実施機関の登録</p> <p>(1) 乳がん検診を実施しようとする者は、「乳がん検診実施機関登録申請書」(様式1)を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会(以下「管理指導協議会」という。)へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関(国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。)は公益社団法人宮崎県医師会(以下「医師会」という。)を経由して行うものとする。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、乳がん検診実施機関を登録するときは、乳がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>① 乳がん検診に従事する医師は、乳がん診断に習熟しており、特定非営利法人日本乳がん検診精度管理中央機構(以下「精中機構」という。)が開催する読影講習会若しくはこれに準ずる講習会又は県が医師会に委託して実施する乳がんに関する生活習慣病検診従事者研修会若しくはこれに準ずる研修会を受講していること、又は精中機構による医師を対象とする試験成績認定を受けていること。</p> <p>② 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めていること。</p>

③ 乳がん検診に必要な設備機能として、次のいずれかを満たす医療機関であること。

イ 次のとおり乳房エックス線検査ができること。

a 検診に適した基準を装備したマンモグラフィ装置（原則として公益社団法人日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たすもの。以下同じ。）が整備されていること。

b 乳房エックス線写真の読影は、二重読影により行うこと。

c 精中機構が開催する講習会を受講し、又は精中機構が開催する試験成績認定を受けた医師による読影又は放射線技師による撮影がされることが望ましい。

ロ 次のとおり乳房超音波検査ができること。

a 表在用超音波診断装置によること。

b プローブについては、電子周波数が 12MHz 以上のものを使用すること。

④ 市町村及び乳がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

2 乳がん検診精密検査機関の登録

(1) 乳がん検診の精密検査を実施しようとする者は、「乳がん検診精密検査機関登録申請書」(様式2)を管理指導協議会へ提出し、登録を受けるものとする。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(2) 管理指導協議会は、乳がん検診精密検査機関を登録するときは、乳がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

③ 乳がん検診に必要な設備機能として、次のいずれかを満たす医療機関であること。

イ 次のとおり乳房エックス線検査ができること。

(1) 検診に適した基準を装備したマンモグラフィ装置（原則として公益社団法人日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たすもの。以下同じ。）が整備されていること。

(2) 精中機構が開催する講習会を受講し、又は精中機構が開催する試験成績認定を受けた医師による読影又は放射線技師による撮影がされることが望ましい。

ロ 次のとおり乳房超音波検査ができること。

(1) 表在用超音波診断装置によること。

(2) プローブについては、電子周波数が 7.5MHz 以上のものを使用すること。

④ 市町村及び乳がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

2 乳がん検診精密検査機関の登録

(1) 乳がん検診の精密検査を実施しようとする者は、「乳がん検診精密検査機関登録申請書」(様式2)を管理指導協議会へ提出し、登録を受けるものとする。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(2) 管理指導協議会は、乳がん検診精密検査機関を登録するときは、乳がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

① 精密検査に従事する医師は、乳がん診断について十分な経歴を有するとともに、精中機構が開催する読影講習会若しくはこれに準ずる講習会又は県が医師会に委託して実施する乳がんに関する生活習慣病検診従事者研修会若しくはこれに準ずる研修会を受講していること、又は精中機構による医師を対象とする試験成績認定を受けていること。

② 乳がん精密検査に必要な設備機能として、次のいずれも満たす医療機関であること。

イ 乳房エックス線検査ができること

ロ 乳房超音波検査ができること

ハ 細胞診及び組織診が可能であること。また、針生検が可能であり、必要であれば外科的生検が可能であること。

③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び乳がん

① 精密検査に従事する医師は、乳がん診断について十分な経歴を有するとともに、精中機構が開催する読影講習会若しくはこれに準ずる講習会又は県が医師会に委託して実施する乳がんに関する生活習慣病検診従事者研修会若しくはこれに準ずる研修会を受講していること、又は精中機構による医師を対象とする試験成績認定を受けていること。

② 乳がん精密検査に必要な設備機能として、次のいずれも満たす医療機関であること。

イ 次のとおり乳房エックス線検査ができること。

(1) 検査に適した基準を装備したマンモグラフィ装置が整備されていること。

(2) 精中機構が開催する講習会を受講し、又は精中機構が開催する試験成績認定を受けた医師による読影又は放射線技師による撮影がされることが望ましい。

ロ 次のとおり乳房超音波検査ができること。

(1) 表在用超音波診断装置によること。

(2) プローブは次のいずれかを満たすものを使用すること。

メカニカルセクタスキャナ：10MHz 以上

アニュラアレイスキャナ：7.5MHz 以上

電子リニアスキャナ：10MHz 以上

ハ 細胞診及び組織診が可能であること。また、針生検が可能であり、必要であれば外科的生検が可能であること。

③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び乳がん

検診実施機関と密接な連携がとれること。

(中略)

3 登録の日及び登録の期間等

(1) 登録の日及び登録の期間

① 1 (1) 及び 2 (1) に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、次の西暦奇数年の3月31日までとする(最長2年間)。

② 登録を更新するときは、期間の満了する年の4月1日を登録更新の日とし、登録更新の期間は次の西暦奇数年の3月31日までの2年間とする。

(2) 研修会を受講すべき期間

1 (2) ①及び2 (2) ①に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。

① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月31日まで

② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで

③ 登録を更新するときは、更新前年の1月1日から12月31日まで。ただし、初回の登録時に申請した研修会以外を受講すること。

検診実施機関と密接な連携がとれること。

(中略)

3 登録の日及び登録の期間等

(1) 登録の日及び登録の期間

1 (1) 及び 2 (1) に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、登録の日が4月1日の場合は翌年の3月31日までの1年間とし、登録の日が10月1日の場合は、翌年の3月31日までの半年間とし、登録を更新するときは翌年の4月1日を登録の日とし、登録の期間は翌々年の3月31日までの1年間とする。

(2) 講習会又は研修会を受講すべき期間

1 (2) ①及び2 (2) ①に規定する講習会又は研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。

① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月31日まで

② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで

③ 上記②の場合で、その登録を更新するときは当年の7月1日から12月31日まで

(3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1(2)①及び2(2)①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する乳がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を3(2)③の期間内に受講したときは、4(2)各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を3(2)③の期間内に受講したときは、胃がん検診実施機関にあっては「乳がん検診実施機関登録更新申請書」(様式3)により、乳がん検診精密検査機関にあっては「乳がん検診精密検査機関登録更新申請書」(様式4)により、講習会(研修会)受講証明書の写しを添付して登録期間満了の3か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(中略)

(削除)

5 研修の受講等

乳がん検診実施機関及び乳がん検診精密検査機関は、検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めなければならない。

(3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1(2)①及び2(2)①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する乳がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を(2)①及び③の期間内に受講したとき、又は(2)①及び③の期間内に精中機構による医師を対象とする試験成績認定を受けているときは、4(2)各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の講習会又は研修会を(2)①及び③の期間内に受講したときは、乳がん検診実施機関にあっては「乳がん検診実施機関登録更新申請書」(様式3)により、乳がん検診精密検査機関にあっては「乳がん検診精密検査機関登録更新申請書」(様式4)により、講習会(研修会)受講証明書の写しを添付して登録期間満了の3か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(中略)

5 資料等の提出

乳がん検診実施機関及び乳がん検診精密検査機関は、管理指導協議会実が実施する調査等に応じ、必要な書類等をすみやかに提出しなければならない。

第3 乳がん検診の実施方法

市町村、乳がん検診実施機関及び乳がん検診精密検査機関は、健康局長指針及び「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル－」（精度管理マニュアル作成に関する委員会監修）、「乳がん検診の精密検査実施機関基準」（日本乳癌学会・日本乳癌検診学会）等に基づき、科学的根拠に基づく乳がん検診を実施するよう努めなければならない。

第4 市町村等による乳がん検診実施結果の報告

市町村および検診実施機関は、管理指導協議会に実施結果等を協議会が別途定める様式により報告すること。

（中略）

附 則 この要領は、令和6年11月1日から施行する。

第3 乳がん検診の実施方法

市町村、乳がん検診実施機関及び乳がん検診精密検査機関は、健康局長指針及び「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル－」（精度管理マニュアル作成に関する委員会監修）等に基づき、科学的根拠に基づく乳がん検診を実施するよう努めなければならない。

第4 市町村による乳がん検診実施結果の報告

市町村は、管理指導協議会に実施結果を別紙により報告すること。

（中略）

新	旧
<p style="text-align: center;">宮崎県子宮頸がん検診精度管理要領</p> <p>(中略)</p> <p>第3 子宮頸がん検診の実施方法 市町村、子宮頸がん検診実施機関及び子宮頸がん検診精密検査機関は、健康局長指針及び「<u>子宮頸部細胞採取の手引き</u>」(一般社団法人日本産婦人科がん検診学会)等に基づき、科学的根拠に基づく子宮頸がん検診を実施するよう努めなければならない。</p> <p>第4 市町村等による子宮頸がん検診実施結果の報告 市町村および検診実施機関は、管理指導協議会に実施結果等を協議会が別途定める様式により報告すること。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> この要領は、令和6年11月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">宮崎県子宮頸がん検診精度管理要領</p> <p>(中略)</p> <p>第3 子宮頸がん検診の実施方法 市町村、子宮頸がん検診実施機関及び子宮頸がん検診精密検査機関は、健康局長指針及び「子宮がんの手引き」(社団法人日本母性保護産婦人科医会(現公益社団法人日本差婦人科医会)発行)等に基づき、科学的根拠に基づく子宮頸がん検診を実施するよう努めなければならない。</p> <p>第4 市町村による子宮頸がん検診実施結果の報告 市町村は、管理指導協議会に実施結果を別紙により報告すること。</p> <p>(中略)</p>